株主 各位

ルーデン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 西岡 孝

第16回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

当社は、「第 16 回定時株主総会招集ご通知」について一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。何卒ご了承賜りたく謹んでお詫び申し上げます。

なお、訂正箇所には下線を引かせていただきます

記

事業報告

◆修正前 頁 10

(2) 新株予約権等の状況 該当事項はありません。

修正後

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年12月31日現在)

名	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
<u>発</u> 行決議	平成 25 年 3 月 13 日	平成 26 年 1 月 17 日	平成 27 年 3 月 13 日
新株予約権の	<u>7,300 個</u>	7,910 個	5,270 個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 730,000 株	普通株式 791,000 株	普通株式 527,000 株
	(新株予約権1個につき100	<u>(新株予約権 1 個につき 100</u>	<u>(新株予約権1個につき100</u>
る株式の種類と数	株)	株)_	株)_
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払	新株予約権と引き換えに払い	新株予約権と引き換えに払
初休 1 小1催 2 14 2 並有	い込みは要しない	込みは要しない	い込みは要しない
新株予約権の行使時の 払 込 金 名	1株当たり 96 円	1株当たり 218 円	1株当たり 287 円
	平成 29 年 3 月 14 日から	平成 31 年 1 月 17 日から	平成 31 年 3 月 13 日から
<u>権 利 行 使 期 </u>	<u>平成35年3月13日まで</u>	平成 36 年 1 月 16 日まで	平成 37 年 3 月 12 日まで
行 使 の 条 件	(注) 1,2,3	(注) 4,5,6	(注) 2,3,7
役員の取締役(社外	新株予約権の数 7,100 個	新株予約権の数 7,750 個	新株予約権の数 5,200 個
<mark>役 貝 の</mark> <u>取締役を隊</u> 保有状況	<u>目的となる株 710,000 株</u>	目的となる株式数 775,000 株	目的となる株式 520,000 株
<u> </u>	保有者数 3人	保有者数 3人	保有者数 3人

		新株予約権の数 200 個	新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 70個
	<u>社外取締役</u>	目的となる株式 20,000 株	目的となる株式数 一株	目的となる株式数 7,000 株
役員の		保有者数 1人	保有者数 一人	保有者数 1人
保有状況		新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 160 個	新株予約権の数 一個
	<u>監 査 役</u>	目的となる株式数 一株	目的となる株式数 16,000 株	目的となる株式数 -株
		保有者数 一人	保有者数 3人	保有者数 一人

- (注) 1、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、 当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合は この限りではない
 - 2、新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - 3、本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
 - 4、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にある ことを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または従 業員が定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - 5、新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前または到来後において死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - 6、本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。但し、取締役会の承認を受けた場合はその限りでは ない。
 - 7、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業 員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または 定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

◆修正前 頁 26 12 行

7. 重要な後発事象に関する注記

<当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・ オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項>

修正後

<当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項>

◆修正前 頁 26 24 行

⑤新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

修正後

⑤新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

◆修正前 頁 37 15 行

8. 重要な後発事象に関する注記

<当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項>

修正後

8. 重要な後発事象に関する注記

<当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項>

◆修正前 頁 37

⑤新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

修正後

⑤新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

◆修正前 頁 46 3 行

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

修正後

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

◆修正前 頁 46 10 行

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の意識向上や企業 価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするも のであります。

修正後

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の意識向 上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的 とするものであります。

◆修正前 頁 46 15 行

Ⅱ新株予約権の要領

1. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

修正後 頁 46 15 行

- Ⅱ新株予約権の要領
 - 1. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

◆修正前 頁 47

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位に あることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、 又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

修正後

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

以上